

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
1	全体	子どもたちの利益を一番に考えた選択をして欲しい。 子どもたちを人として尊重して欲しい。 子どもたちにも保育士にも余裕を与えてほしい。	「公立保育所の施設改善に関する基本方針」は施設における良好な保育環境の確保を目的としたものです。 公立保育所の施設改善にあたっては、子どもの最善の利益を第一に考え、良好な保育環境の確保に努めるとともに的確な対応を図って参ります。 あわせて、職員にとっても、より良い保育環境が確保されるよう努めて参ります。	7	なし
2	全体	千葉県が子育てしやすい街になれば、税収が増え、財政が健全化すると思う。	本市では、「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」に基づき、待機児童の解消に取り組む等子育てしやすい街づくりに取り組んでいます。	3	なし
3	全体	社会的にハンディキャップを抱えた保護者・児童にとって公立保育所はなくてはならないものである。	本市では、公立保育所・民間保育園共に全園において障害児保育を実施しております。	3	なし
4	全体	本基本方針(案)の作成にあたり、保護者のニーズをどのように確認し、反映させているのか。	保護者のニーズについては、「次世代育成支援行動計画」の策定の際に調査し、一時預かりや特定保育等様々な保育ニーズがあることを把握しております。 本基本方針(案)においても、多様な保育ニーズに対応できるように、可能な限り機能の拡充に努めることとしています。	1	なし
5	Ⅱ-5	運営費の大半は人件費であるため、公立保育所、民間保育園の経費の差を人件費も含めて開示すべきである。	基本方針(案)Ⅱ-5(6頁)に記載された保育所運営費の状況の児童一人あたりの平均月額額は人件費を含めたものです。 また、参考資料の2頁【公民の費用比較】②運営に係る費用の目安(年額)に人件費を含めた運営費の目安を提示しています。	1	なし
6	Ⅱ-5	(Ⅱ-5)「保育所運営費は、施設数の増加に伴い、増加傾向にあり」とあるが、ここ15年くらい新設されたのは民間保育園であり、公立保育所は増えていないため、「保育所運営費は、民間保育園の施設数の増加に伴い、増加傾向にあり」とすべきである。また、「市の財政の大きな負担となっています。」との記載は千葉市が保育所運営に対して消極的であると読み取れるが、それでいいのか。	保育所運営費は、公立保育所と民間保育園の運営費を合計したものであるため、施設数についても公立保育所と民間保育園の合計としていることから、原案のとおり「保育所運営費は、施設数の増加に伴い、増加傾向にあり」とします。 「市の財政の大きな負担となっています。」とは、限られた財源の中で占める割合が増加していることを示しています。本市は財政が厳しい状況下においても、子育て支援施策の拡充を重視しており、「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」に基づき、積極的に待機児童の解消に取り組んでいます。	1	なし

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
7	Ⅲ－2	子ども・子育て新システムに移行する場合についても、現行の市の基準を維持してほしい。	本市では、従来から、国の最低基準に上乗せした基準を設けており、これを引き下げることは考えておりません。	1	なし
8	Ⅲ－2	「子ども・子育て新システム」の大幅な修正に伴い、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」が大きく変更される可能性はあるのか。例えば、幼保一体施設の創設が中止となった場合、幼保一体施設への移行を想定した大規模改造・改修の対象施設34か所が民営化を前提とした建て替えになる等。また、「子ども・子育て新システム」が決まっていない時期にパブリックコメントを実施すべきだったのか疑問である。	「公立保育所の施設改善に関する基本方針」は、公立保育所の老朽化が年々進行している中で早期の対応を求められているため、良好な保育環境の確保を目的として策定するものであり、民営化を前提としたものではありません。国の子ども・子育て支援の仕組みが明らかになった時点で、必要に応じて見直しを行います。	1	なし
9	V－1、2	水道、トイレ、パソコンの数が足りない。壁や床に穴が空いていて修理が必要。	保全工事、大規模改造・改修を行う際には保育所職員等の意見・要望を聴き、可能な限り反映していきます。	1	なし
10	V－1、2	老朽化した保育所の保全・機能改善に賛成である。頑強なRC造の保育所については補強等を行い、長期間に渡って大切に利用できるようにしてほしい。	中長期保全及び大規模改造・改修の対象保育所については、計画的な維持保全及び改修の実施により、施設の長寿化に努めます。	2	なし
11	V－3	公立保育所の建て替えの方法は公設公営としてほしい。民営化には反対する。待機児童解消のために、建て替えを機に、公立保育所の機能を充実させるべきである。	「公立保育所の施設改善に関する基本方針」は施設の計画的な維持保全による良好な保育環境の確保が目的であり、民営化を前提としたものではありません。建て替えの際の整備手法については、個別の保育所ごとの現在の就学前児童・保育所児童数・待機児童数、今後の保育需要、保育事業者確保の可能性、立地条件・地域特性、費用対効果等を総合的に勘案して検討し、公設公営の整備手法が妥当であると認められる場合には、公設公営で建替えを行います。なお、建て替えの際には原則として、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる施設に拡充を行います。	57	なし

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
12	V-3	建て替えて民営化すると、公立保育所のような質が高くきめ細かい保育ができなくなる。公立保育所だからこそ市民が安心して子どもを預けることができる。児童相談所や保健福祉センターとの密接な連携ができる公立保育所の果たす役割は大きい。民営化すると、経費削減により、保育士の雇用条件が低下する。専門性の蓄積や保育の継続性も困難となる。	公立保育所・民間保育園共に保育所保育指針に基づき適切に保育を行っており、児童相談所等関係機関との連携についても公立・民間と共に行っています。なお、本市では、民間保育園の保育の質の確保については、①定期監査の実施②保育士等に対する研修の実施③障害児保育巡回指導員の配置等により適切な指導に努めております。また、公立保育所の建て替えに際して民間移管となる場合には、設置運営主体は認可保育所運営実績がある社会福祉法人（社会福祉事業を設立目的とした公共性が極めて高い法人）を予定しております。	18	なし
13	V-3	建て替えて民営化すると、保育士や保育環境が一変し、子どもたち、保護者、職員の大きな負担・ストレスになる。	建て替えの際に民間移管する場合は、運営主体の変更により児童等の大きな負担とならぬよう、現行の保育内容を継承することを基本に、①施設長を中心に、保育内容、給食、保護者・地域との連携について引き継ぎを行うとともに、②改築前の保育士と新たな法人の保育士が一定期間共同保育を行う等により、円滑な移行に努めます。	18	なし
14	V-3	公立保育所の建替え場所は現在と同じ場所としてほしい。	建て替え場所については、児童への影響等を考慮し、「公立保育所改築整備計画」を策定します。工事方法の工夫により現在の場所に整備が可能な場合、または周辺に十分な面積の保育に適した用地の確保ができず、仮設園舎の設置等による建て替えを行う場合には、現在と同じ場所となります。	4	なし
15	V-3	(V-3) 建て替え対象の保育所の建て替え場所については、「可能な限り、現在の保育所用地の敷地外に用地を確保し、整備（新設）します。」とあるが、以前市議会において「千葉市が新たに保育所用地を確保する計画はない」と答弁があった。また、参考資料2-(1)の表にも、千城台西保育所以外は「近隣で市有地の確保は困難なため、民間事業者の保育所用地確保の可能性による」とあるが、千城台西保育所以外は民設民営の方針であるということか。	千城台西保育所に限らず、建て替えの際の整備手法については、個別の保育所ごとの現在の就学前児童・保育所児童数・待機児童数、今後の保育需要、保育事業者確保の可能性、立地条件・地域特性、費用対効果等を総合的に勘案し、検討して参ります。	1	なし

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
16	V-3	建替えの対象となっている保育所については、保護者に説明し、了解を得ることが必要。公立保育所の建て替えの際に公設公営としない場合には、方針決定前に保護者に説明し、了解を得ることが必要である。	整備手法を公設公営か民設民営とするかは、「公立保育所改築整備計画」で策定します。同計画を策定した保育所から、順次、十分に時間をかけて、保護者・地域住民への説明を行って参ります。	3	なし
17	V-3	建替えの際に、財政難・経費削減を理由に民営化するのは反対。税金を増やすとともに、他の支出を見直すべき。子育ては「費用対効果」で測れるものではない。「費用対効果」について、具体的に説明してほしい。保育や教育にコスト論は馴染まない。	建て替えの際の整備手法は、個別の保育所ごとの現在の就学前児童・保育所児童数・待機児童数、今後の保育需要、保育事業者確保の可能性、立地条件・地域特性、費用対効果等を総合的に勘案し検討することとしており、単に経費節減の観点から民営化の是非を判断するものではありません。なお、費用対効果については、建替えの工事費用、運営に係る費用等を比較したもので、その比較（目安）は、参考資料2頁の「公民の費用比較」に記載してあります。	24	なし
18	V-3	民間保育園の中には人件費の削減により運営費が低くなる場合もあり、単に保育所運営費を比較することはあまり意味がないと思う。	民間保育園の運営費（本市が民間保育園に対して運営費として支出するもの）は入所児童一人当たりの保育単価等を積算したものであり、人件費の削減等により運営費が減少するものではありません。	1	なし
19	V-3	保育を含めた教育・福祉等の事業は営利企業が担うべきではない。	公立保育所の建て替えに際して民間移管となる場合には、設置運営主体は認可保育所の運営実績がある社会福祉法人（社会福祉事業を設立目的とした公共性が極めて高い法人）を予定しております。	1	なし
20	V-3	コストを削減したいから、民間移管を行うように思えるが、千葉市の子育て支援の責任とは何か。	「公立保育所の施設改善に関する基本方針」は施設における良好な保育環境の確保を目的としたものです。建て替えの際の整備手法は、個別の保育所ごとの現在の就学前児童・保育所児童数・待機児童数、今後の保育需要、保育事業者確保の可能性、立地条件・地域特性、費用対効果等を総合的に勘案し検討することとしており、単に経費節減の観点から民営化の是非を判断するものではありません。	1	なし
21	V-3	老朽化した保育所は一日も早く建て直してほしい。	改修不能な公立保育所については、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を基に、条件が整った施設から保育所ごとの状況を勘案した「公立保育所改築整備計画」を策定し、建替えを進めて参ります。平成26年度からの工事着工を目指します。	2	なし

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
22	V-3	子どもの安全を考えると建て替えを急ぐ必要のある所もあると思うので、財政難の中、知恵を出し合い、いろいろな立場の方からの意見も聴きながら最善の道を選んでほしい。	「公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)」は外部委員から構成される「千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、保護者・公立保育所関係者・民間保育園関係者といった様々な立場の方に臨時委員としてご参加頂き、3回に渡り審議し、取りまとめた内容となっております。 今後、パブリックコメント手続で頂戴した意見等を考慮して「公立保育所の施設改善に関する基本方針」を策定し、これに基づいて「公立保育所改築整備計画」を策定し、平成26年度からの工事着工を目指して建替えを進めて参ります。	1	なし
23	V-3	公立保育所の建て替えに税金を投入することに対して反対である。	児童福祉法において、市町村の保育義務が定められているため、公設公営の保育所を整備する際の費用は市の負担となります。 なお、民設民営の保育所を整備する際の費用は、国・市・事業者の三者が負担します。	2	なし
24	V-3	乳幼児は少子化で急速に減少しており、老朽化した保育所は順次廃止するべきである。	本市では、児童数は減少傾向にあるものの、社会情勢の変化等の影響により保育所入所希望者数は年々増加傾向にあり、待機児童が発生しているため、「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」に基づき待機児童解消に取り組んでいます。	1	なし
25	V-3	公立保育所の建て替えに際して、市は0～2歳児の乳幼児専門の施設を整備し、3～5歳児は幼稚園を運営する学校法人が整備・運営することにより、待機児童の解消と市の負担の軽減につながると思う。	本市では、現在0～2歳児の乳幼児専門の施設の整備については、現在のところ考えておりません。 なお、幼稚園の活用については、現在「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」に基づき、幼稚園型認可保育所の整備及び幼稚園における長時間預かり保育の実施に取り組んでいます。	1	なし

「公立保育所の施設改善に関する基本方針（案）」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	意見の概要	市の考え方	件数	修正
26	V-3	平成23年度の「市長との対話会」において、市長より「公立保育所がなくなると、現場の状況や考えが我々に伝わってこなくなる。」との発言があった。現在待機児童解消のために民間保育園を整備し、民間保育園の比率が高くなっている。公立保育所の役割を考えると、民営化ではなく、公立保育所としての建て替えを望む。「整備・運営手法は次のいずれかの手法を原則とする」という曖昧な表現ではなく、「公立として建て替えをするのが原則ではあるが、具体的に～の理由で～保育所は民営化する」と記述した上でパブリックコメント手続を行うべきである。	建て替えの際には、個別の保育所ごとの現在の就学前児童・保育所児童数・待機児童数、今後の保育需要、保育事業者確保の可能性、立地条件・地域特性、費用対効果等を総合的に勘案して検討し、公設公営の整備手法が妥当であると認められる場合には、公設公営で建替えを行って参ります。 建て替えの条件が整った保育所から、それぞれの保育所の状況に応じて「公立保育所改築整備計画」を策定することから、原案のとおり「整備・運営手法は次のいずれかの手法を原則とする」とします。	1	なし
27	VI	待機児童が多いのは一部の保育所であり、空きのある保育所もある状況であることを公表すべきである。それを踏まえて利用者が少ない地域の老朽化した公立保育所は立て直しや改築をせずに統廃合し、市の負担の軽減を検討する必要がある。その場合は用地の有効活用について売却も含めた検討が必要である。	保育所別の定員及び入所者数については、保育運営課のホームページにて公表しています。 保育需要が見込めない施設があれば、地域の状況等を勘案し、他施設への転用や統廃合を含めて検討します。	1	なし
28	VI	将来の人口減少を見据えて計画すべきである。将来定員割れが予想される保育所を作りなおす必要はなく、既存の私立保育園が公立の役割を果たすことができる。 既存の施設を有効活用し、貴重な税金でこれ以上の箱物作りをしないことを求める。	将来の人口減少を見据え、現在推進している「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」において、既存認可保育所の定員変更・分園設置及び幼稚園型認可保育所の整備により、既存施設を有効活用して待機児童解消に取り組んでいます。	1	なし